

## 都道府県の青少年健全育成条例の動向

2004.12.17  
インターネット協会

### 1. 青少年健全育成条例における「有害」指定の例

(参考 <http://hp1.cyberstation.ne.jp/straycat/watch/data/jyourei/ichiran/handan.htm>)

#### (1) 条例における「有害」図書指定について

- ・「有害」図書類の指定方法には以下の3つがある。
- 個別指定**：「青少年健全育成審議会」「青少年環境整備審議会」などの審議会個別に「有害」指定の適否を検討し、その結果に基づき知事が指定する方法。
- 包括指定**：具体的な雑誌名・書籍名を示さなくても、青少年に「有害」とする描写が全体の3分の1、5分の1あるいは20ページ以上、10ページ以上といった基準に達していた場合、自動的に「有害」図書とみなす方法。
- 緊急指定**：個別指定の例外で、審議会への諮問を省略して知事が指定する方法。

※「有害」指定を受けた図書類については、青少年への販売・頒布・貸し付け等の禁止や、区分陳列の義務付け（他の図書類と区分して店内の容易に監視できる場所に陳列すること）が定められている。

※図書類とは、書籍、雑誌、写真、DVD、CD-ROM、ビデオテープ等のこと。

#### (2) 個別指定の基準例

- ・個別指定の内容としては、主に下記のカテゴリがある。
- 「性的感情を刺激するもの」・・・長野県を除く全ての都道府県で有害と規定
- 「粗暴性を誘発、助長するもの」・・・大多数の道府県で有害と規定
- 「残虐性／残忍性を誘発、助長するもの」・・・大多数の都府県で有害と規定
- 「犯罪を誘発、助長するもの」・・・一部の都府県で有害と規定
- 「自殺を誘発、助長するもの」・・・一部の都府県で有害と規定

#### ex. 東京都

**条例第8条** 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

**条例施行規則第15条** 条例第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 著しく性的感情を刺激するもの 次のいずれかに該当するものであること。
  - イ 全裸若しくは半裸又はこれらに近い状態の姿態を描写することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。
  - ロ 性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。
  - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に卑わいな行為を擬似的に体験させるものであること。
  - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に

卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。

二 甚だしく残虐性を助長するもの 次のいずれかに該当するものであること。

イ 暴力を不当に賛美するように表現しているものであること。

ロ 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は殺傷による肉体的苦痛若しくは言語等による精神的苦痛を刺激的に描写し、又は表現しているものであること。

ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に残虐な行為を擬似的に体験させるものであること。

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に残虐性を助長するものであること。

三 著しく自殺又は犯罪を誘発するもの 次のいずれかに該当するものであること。

イ 自殺又は刑罰法規に触れる行為を賛美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしたものであること。

ロ 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したものであること。

ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に刑罰法規に触れる行為を擬似的に体験させるものであること。

### (3) 包括指定の基準例

・包括指定においては、専ら性的な内容の図書について規定がなされている。

#### ex. 神奈川県

**条例第7条** 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。（中略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。

(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの

(2) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの

**条例施行規則第6条** 条例第7条第2項第1号及び第14条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

ア 大たい部を開いた姿態

イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態

ウ 男女間の愛ぶの姿態

エ 自慰の姿態

オ 排せつの姿態

カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

ア 性交又はこれを連想させる行為

イ ごうかんその他のりょう辱行為

ウ 同性間の行為

エ 変態性欲に基づく行為

## 2. 青少年健全育成条例におけるフィルタリング努力義務等の動向

### (1) 東京都

- ・ 東京都青少年問題協議会において 11 月から条例改正を検討
- ・ 「インターネット・携帯電話からの有害情報に対する効果的な対策」を含む 3 つのテーマについて検討
- ・ 12 月より起草委員会を開催中

### (2) 大阪府

- ・ 2003 年 3 月 25 日に条例を改正。主な改正の内容は以下のとおり。
  - ・ 学校（大学及び専門学校を除く）の管理者や、広く府民が利用できるパソコンを管理する者（インターネットカフェや図書館の管理者等）は、青少年がパソコンを利用するときは、フィルタリングの活用を基本として、健全な成長を阻害するおそれのある情報から青少年を保護するように努めるものとした。また、大阪府はそれに関する助言や情報提供などの支援に努めるものとした。
- ・ 「青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報」については定義されていない

### (3) 福島県

- ・ 2004 年 3 月 26 日に条例を改正。主な改正内容は以下のとおり。
  - ・ 家庭、学校、職場、青少年の健全育成にかかる関係者は、インターネット上の有害な部分に対する認識をもち、青少年が有害情報を視聴することがないように配慮義務を規定した。
  - ・ インターネットカフェや図書館、公民館、勤労青少年ホームなどで一般県民にインターネットがつながるパソコン等を利用させる場合には、青少年が利用する場合、フィルタリングを活用するなどの適切な方法を求めた。
  - ・ インターネットの接続業者であるプロバイダに対し、自社のホームページや使用説明書、ユーザーへの添付書類等でフィルタリングに係る情報提供等を求めた。
  - ・ 携帯電話やパソコンなどのインターネット端末設備販売者（パソコン販売店等）に対し、フィルタリングの方法やソフトを紹介するなどフィルタリングに係る情報提供等を求めた。
- ・ 「有害情報」の定義は、「有害図書類」で定める内容と同じ。

### (4) 奈良県

- ・ 2003 年 3 月 28 日に条例を改正。主な改正内容は以下のとおり。
  - ・ プロバイダに、有害情報の受信の防止方法を提示する等の措置をとることの努力義務を課した。
  - ・ インターネットを利用できる端末の販売等を行う者（パソコン販売店等）に、有害情報の受信の防止方法を周知する等の措置をとることの努力義務を課した。
  - ・ インターネットを利用して情報を提供する者（ホームページ運営者等）や保護者に、有害情報を青少年に閲覧させないことの努力義務を課した。
- ・ 「有害情報」の定義は、「有害図書類」で定める内容と同じ。

**(5) 鳥取県**

- ・ 2001 年 12 月 21 日に条例を改正。主な改正内容は以下のとおり。
  - ・ インターネットを利用して情報を提供する者（ホームページ運営者等）に、有害情報を青少年に閲覧させないことの努力義務を課した。
  - ・ インターネットに接続している自動公衆送信装置の設置者（プロバイダや携帯電話事業者）に、当該装置の記憶媒体に記録された有害情報を青少年に閲覧させないことの努力義務を課した。
  - ・ インターネットを利用できる端末の販売等を行う者（パソコン販売店等）に、有害情報の受信の防止方法を青少年に周知する等の措置をとることの努力義務を課した。
- ・ 「有害情報」の定義は、「有害図書類」で定める内容と同じ。

**(6) 福岡県**

- ・ 1997 年 7 月に条例を改正。主な改正内容は以下のとおり。
  - ・ プロバイダに対し、青少年の健全な成長を阻害しないようにするための遵守すべき基準についての規約を締結又は設定することの努力義務を課した。

**(7) その他**

- ・ 和歌山県、埼玉県、愛知県、大分県、三重県、京都府が上記と同様の内容で条例の施行を予定、または改正を検討。

以上